３　この法律の施行の際現に旧特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社のうち旧沖振法第五十七条の二第一項の指定を受けている株式会社（次項において「指定会社」という。）に係る指定の効力並びに当該指定の取消し及びその公表については、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖振法第五十五条の二第四項の規定による経済金融活性化計画の認定があった場合には、その認定があった日の前日）までの間は、なお従前の例による。

４　指定会社に関するその指定に係る事業の実施状況の報告については、なお従前の例による。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置に関する経過措置）

第八条　地方公共団体が、次の表の各号の上欄に掲げる地域又は地区の区域内において当該各号の中欄に掲げる施設又は設備を当該各号の下欄に掲げる日以前に新設し、又は増設した者（同表の第三号の上欄に掲げる地域の区域内において同号の中欄に掲げる事業の用に供した場合にあっては、旧沖振法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者に限る。）に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

一　旧観光地形成促進地域	旧沖振法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設	施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖振法第六条第四項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）
二　旧提出情報通信産業振興計画に定められている沖縄振興特別措置法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域	沖縄振興特別措置法第三条第六号の情報通信産業又は同条第八号の情報通信技術利用事業の用に供する設備	施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖振法第二十八条第四項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）
三　旧沖振法第三十五条第四項の規定により提出した産業高度化・事業革新促進計画に定められている同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域	旧認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って沖縄振興特別措置法第三条第九号の製造業等又は旧沖振法第三条第十号の産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備	施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖振法第三十五条第四項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）
四　旧国際物流拠点産業集積地域	沖縄振興特別措置法第三条第十一号の国際物流拠点産業の用に供する設備	施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖振法第四十一条第四項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）
五　沖縄振興特別措置法第五十五条第一項の規定により指定された経済金融活性化特別地区	旧特定経済金融活性化産業の用に供する設備	施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖振法第五十五条の二第四項の規定による経済金融活性化計画の認定があった場合には、その認定があった日の前日）

２　地方公共団体が、沖縄振興特別措置法第三条第三号の離島の地域内において薪炭製造業を行う個人に係る事業税について令和四年三月三十一日以前に課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

（中小企業等経営強化法の特例に関する経過措置）

第九条　施行日前にされた旧沖振法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十四条第一項の経営革新計画の承認の申請であって、この法律の施行の際、まだその承認をするかどうかの処分がされていないものについての承認の処分については、なお従前の例による。

２　この法律の施行の際現に旧沖振法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認（旧沖振法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十五条第一項の変更の承認を含む。）を受けている経営革新計画及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受ける経営革新計画に関する計画の変更の承認及び承認の取消し、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）の特例、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

（国の負担若しくは補助又は交付金に関する経過措置）

第十条　旧沖振法第四条の規定による沖縄振興計画に基づく事業等で、令和四年度以後の年度に繰り越される国の負担若しくは補助又は交付金の交付に係るものは、新沖縄振興計画に基づく事業等とみなして、新沖振法第九十条及び第九十四条から第百条までの規定を適用する。

２　令和四年度の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付に係る事業等で、新沖縄振興計画が定められるまでの間に、沖縄の振興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が沖縄県知事の意見を聴くとともに関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該事業等を新沖縄振興計画に基づく事業等とみなして、新沖振法の規定を適用する。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条第十四項及び第十七項の酒類の製造場及び保税地域以外の場所又は同条第二十項及び第二十三項の酒類の製造場及び保税地域以外の場所であり、かつ、これらの規定に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、所得税法等の一部を改正する等の法律附則第三十九条第十四項から第十九項までの規定又は同条第二十項から第二十五項までの規定は、適用しない。

２　この附則に別段の定めがあるものを除き、第六条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の規定により同条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

３　第六条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（産業労働者住宅資金融通法の廃止）

第十三条　産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）は、廃止する。

（港湾法の一部改正）

第十四条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「附則第五条第一項」を「附則第四条第一項」に、「附則第五条第七項」を「附則第四条第七項」に改める。

附則第十四項中「附則第五条第七項」を「附則第四条第七項」に改める。